

## 24監査公表第22号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成24年11月19日に福岡市長から出資団体監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成24年12月27日

福岡市監査委員 南 原 茂  
同 梶 木 義 博  
同 石 井 幸 充  
同 大 松 健

### 1 監査報告と措置の件数

24監査公表第13号（平成24年9月6日付 福岡市公報第5954号 公表）分・・・1件

### 2 講じた措置の内容

以下のとおり

24監査公表第13号（平成24年9月6日付 福岡市公報第5954号 公表）分

（出資団体監査）

（工事監査）

#### 1 福岡北九州高速道路公社

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 足場工の積算を適正に行うべきもの 荒津大橋上部工耐震補強工事（19-1） （契約金額4億2,816万9,000円） 本工事は橋梁上部工の耐震補強を行う工事であり、橋脚回りに足場工を計上している。その積算において、積算システムに入力する際に一部の単価の入力を誤った結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （保全課）	福岡北九州高速道路公社における過小積算については、適正な処理、チェック体制を取るよう要請した。 なお、福岡北九州高速道路公社においては、平成24年9月5日付けで、関係部・所属に対し、チェック体制の充実を図るよう文書で通知し、再発防止に努めているところである。